

## 第3章 重点課題への取組み

### 1 重点課題への取組みとは

基本構想の体系を踏まえながら、今日的な観点から重点的に取り組むべき課題の整理を行い、各々の課題における実施計画期間内（平成 20～22 年度）の取組みをわかりやすく、具体的に示すものである。

この章では、9つの重点課題における基本方針と主な指標を設定し、基本方針を実現させるための手段として、今後の取組み内容と実施計画事業を掲載した。

### 2 9つの重点課題

① 安心して子育てできる環境づくり

② 魅力ある学校づくり

③ 高齢者・障害者の福祉の充実

④ いきいき暮らせる健康づくりの推進

⑤ 活力ある地域社会の実現

⑥ 地域産業活性化への支援

⑦ 安全で安心なまちづくりの推進

⑧ 歴史と文化を活かしたにぎわいのある都市(まち)

⑨ 地球にやさしい環境の実現

## 重点課題① 安心して子育てできる環境づくり

### 【基本方針】

本区では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援計画を策定し、各種子育て支援施策をすすめてまいりましたが、少子化はその後進展し、子育て支援の重要性は一層増大しています。そこで、子どもとその家庭への子育て支援を重点課題と捉え、次に掲げる「子育て支援の3つの柱」をバランスよく実施し、安心して子育てができる環境づくりを目指してまいります。

#### (1) 育児と仕事の両立支援

女性の就業率の上昇や育児休業制度の充実等により、子育てをしながら働き続ける人が多くなっています。また、出産や育児等によるブランクを経て、再び自分の経験や能力を社会や地域で活かしたいと希望する人など、保育を希望する人は年々増加しています。このため、保育所整備や家庭福祉員の増員、育成室の充実などにより待機児童の解消に努め、男女がともに子育てと仕事の両立ができるように支援します。

#### (2) 子育ての心理的不安の解消

核家族化などにより、子育ての悩みや不安を抱えながら身近に相談できる人もなく、地域から孤立してしまう人が増えています。このような状況を解消するため、子育てに関する情報の提供や子育ての悩みを気軽に相談できる体制と子育て中の仲間作りや情報交換の機会を増やし、一人で子育ての悩みを抱え込まない環境を整備します。

また、緊急一時保育等の一時的に保育を必要とする場合に対応できる体制を充実させます。

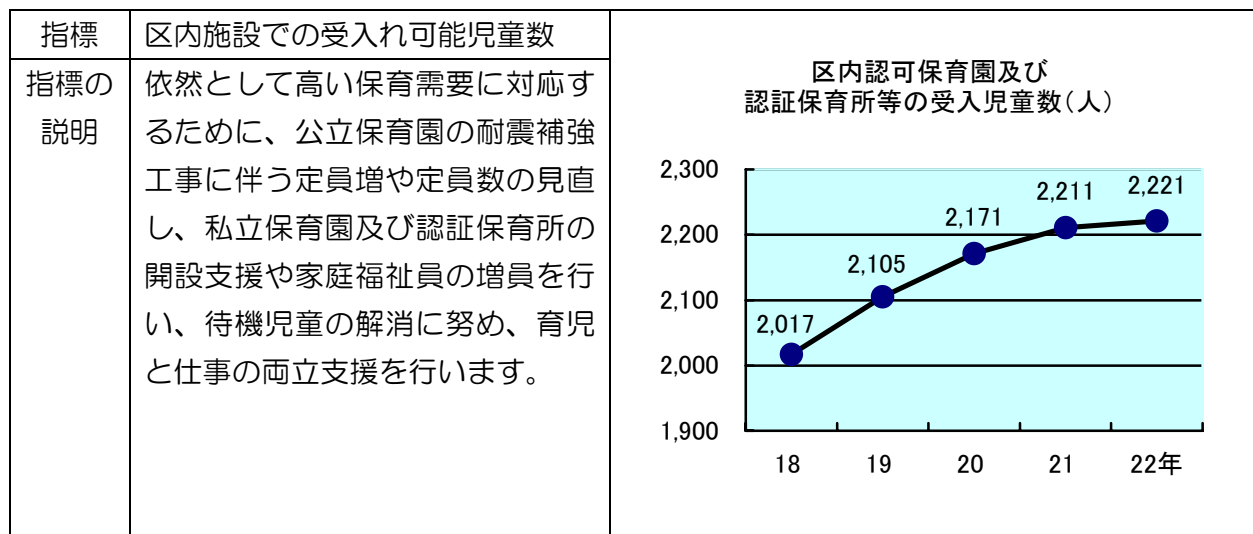
#### (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減

平成17年3月に内閣府が子どものいる20歳から49歳の女性を対象に行った世論調査では、児童手当など経済的支援を望む人が全体の約7割にのぼっています。

区では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、乳幼児医療費助成の拡大や第三子の保育料助成をはじめとした経済的支援策の拡充を行ってまいりました。今後も、経済的な負担の軽減に努めます。

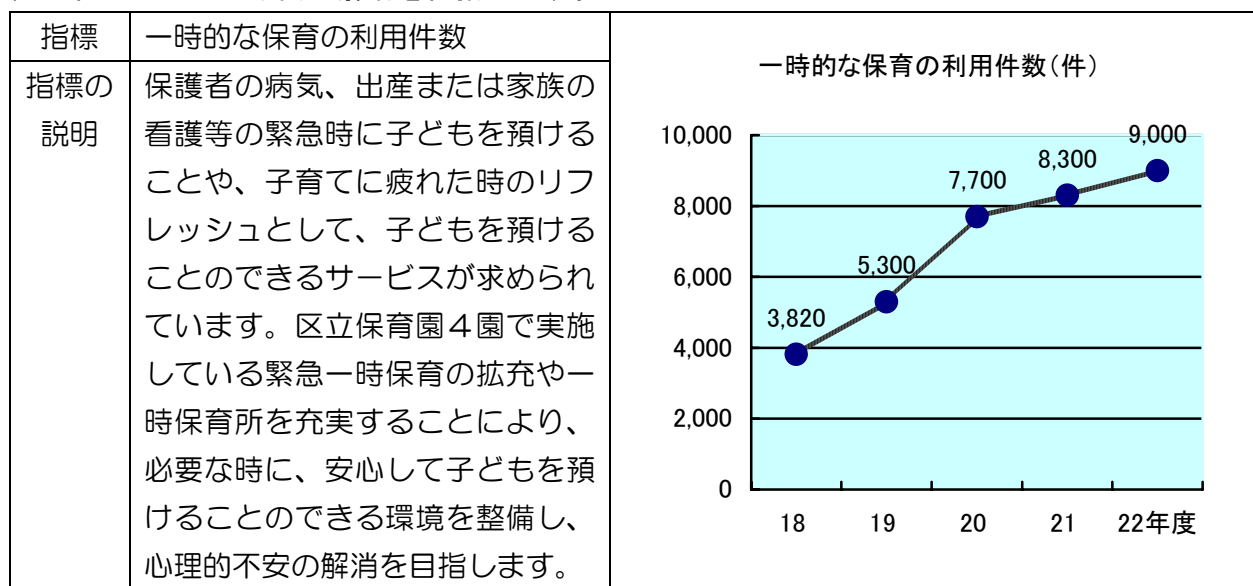
## 【基本方針に基づく主な指標】

### (1) 育児と仕事の両立を支援します。



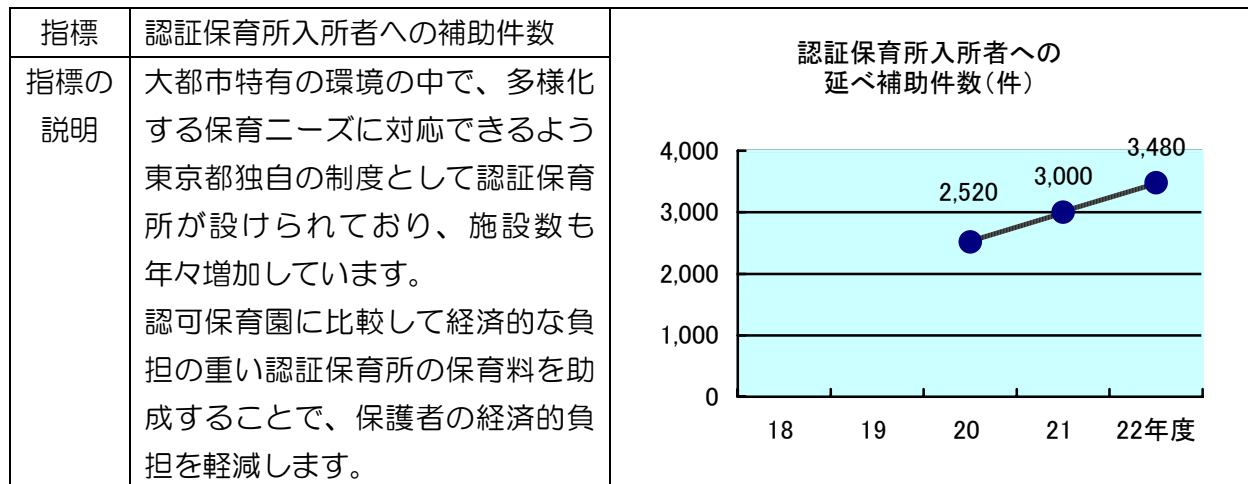
※18～19年の実績値は保育課資料による（4月1日現在）

### (2) 子育ての心理的不安の解消を目指します。



※18年度の実績値は「平成19年度版ぶんぎょうの社会福祉」による

(3) 子育て世帯の経済的負担を軽減します。



【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 育児と仕事の両立を支援するために

- ① 施設改修時の定員増や定員数の見直しにより、待機児童の減少を図ります。  
⇒
- ② 家庭福祉員の数の増加や保育環境の整備を行います。
- ③ 私立保育園及び東京都認証保育所の開設を支援します。  
⇒

(2) 子育ての心理的不安の解消を目指すために

- ① 緊急一時保育を公設公営保育園の全園で実施します。  
⇒
- ② 乳幼児親子ふれあい教室（児童館幼児クラブ）を充実させ、育児中の親子の仲間づくりを支援します。  
⇒
- ③ 子育てひろばを土曜日も開所し、共働きの子育て世帯などにも利用しやすくするとともに、子育てに関する講習会の実施など事業を拡充します。  
⇒

(3) 子育て世帯の経済的負担を軽減するために

- ① 東京都認証保育所の保育料について保護者の負担軽減を行うことで入所を促進し、待機児童の減少を図ります。  
⇒
- ② 妊婦の健康を守るとともに出産を安心して迎えるよう、妊婦健康診査の公費負担を拡充します。  
⇒

## ★「安心して子育てできる環境づくり」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
自立と安心	健康づくり	健康づくり	妊婦健康診査	055
	子育て	子育てメニュー	子育てひろば事業の拡充	077
			一時保育事業の充実	078
			児童館・育成室の運営	079
			認証保育所の充実	080
			保育園・児童館等耐震補強工事	081

## 重点課題② 魅力ある学校づくり

### 【基本方針】

区立学校全体の水準の維持・向上を図っていくためには、多様な教育ニーズに応え、魅力ある学校づくりが必要であると考えています。

そのためには、児童・生徒の「生きる力」を育み、自己実現を実感できる活力ある学校づくりを進め、様々なかかわりをとおしてゆたかな心を育む教育の実践が大切です。これらの取組みによって、公立学校の教育活動のさらなる向上を目指します。

#### (1) 「生きる力」を育む学校づくり

基礎的、基本的な学力の確実な定着を図るとともに、それらの力を活用して問題や課題に積極的に取り組み、解決していこうとする「生きる力」を育む学校づくりを目指します。

#### (2) 活力ある学校づくり

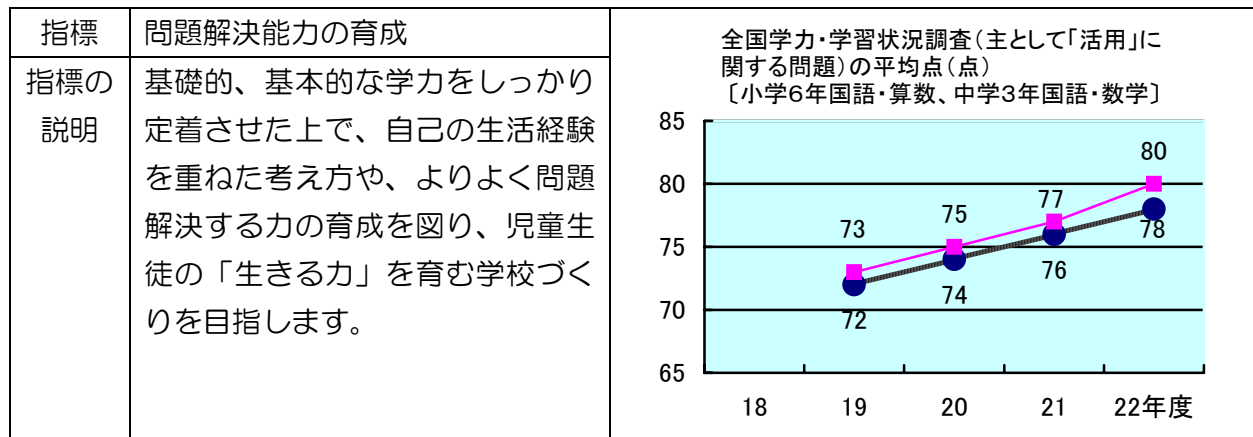
学校・教育に対するニーズ・興味・関心を踏まえ、児童・生徒が達成感、成就感を味わうことができるわかりやすい授業、創意工夫を生かした楽しい授業を実践するために、一層の教職員の質の向上を支援し、活力のある学校づくりを目指します。

#### (3) ゆたかな心を育む学校づくり

自分に自信がもてず、現在及び将来の人間関係に不安を感じている子どもたちが増えている現状にかんがみ、子どもたちが自分自身をしっかりと見つめ、他人や自然、社会とのかかわりをとおして、ゆたかな心を育む学校づくりを目指します。

### 【基本方針に基づく主な指標】

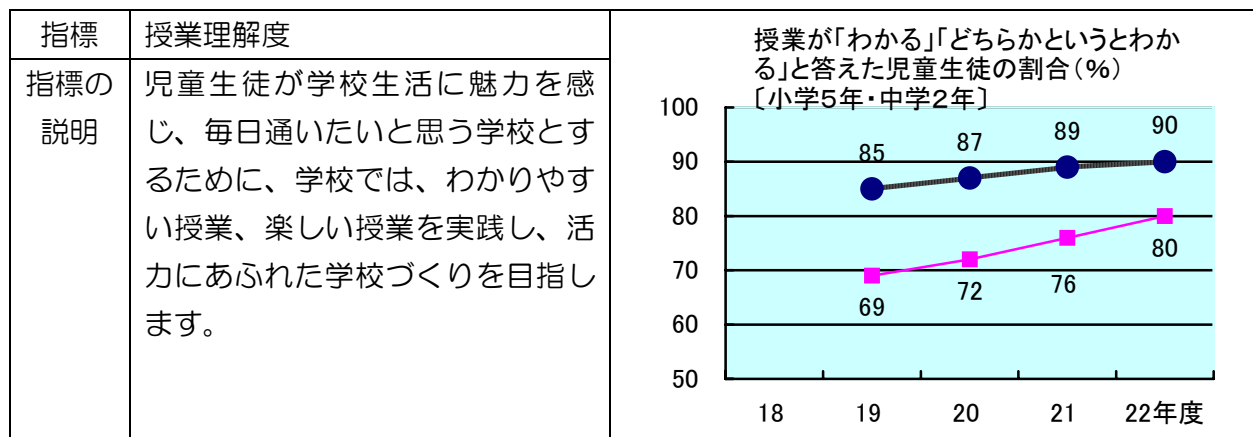
#### (1) 「生きる力」を育む学校づくりを目指します。



※目標値グラフの、「●」は小学校、「■」は中学校を表示しています。(以下同じ)

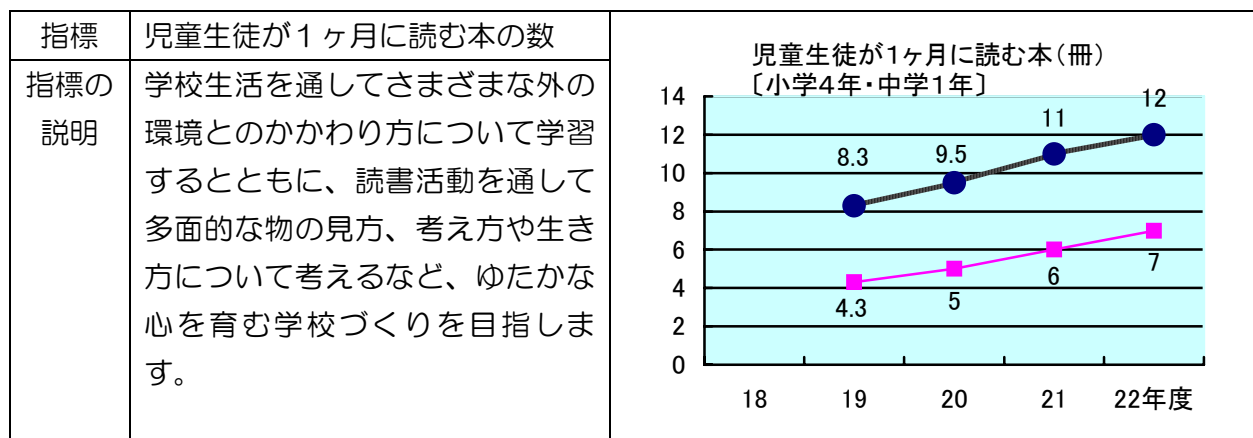
※19年度の実績値は「全国学力・学習状況調査」による

(2) 活力ある学校づくりを目指します。



※19年度の実績値は「平成18年度 児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」による

(3) ゆたかな心を育む学校づくりを目指します。



※19年度の実績値は「学習内容定着状況調査（平成18年度文京区）」による

【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 「生きる力」を育む学校づくりを目指すために

- ① 授業改善推進プランを実施し、各学校の実態に即した問題解決学習を推進します。
- ② 言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育の充実並びに食育等の推進を図り、自らの生活をよりよくする実践力を育みます。

⇒

- ③ 職場体験学習の充実を図り、将来の夢や希望に積極的に取り組む力を育みます。

(2) 活力ある学校づくりを目指すために

- ① 教職員研修の充実を図ります。

⇒

- ② 特色ある教育活動を展開します。

⇒

③ 児童生徒へのきめ細かな指導を推進します。

- ⇒ 

003 少人数学習・チームティーチング学習の推進
--------------------------

004 大学との連携による学校支援事業
---------------------

006 教科担任制・複数担任制の推進
--------------------

(3) ゆたかな心を育む学校づくりを目指すために

① 自然体験、奉仕体験、職業体験の実践を通し、道徳教育のさらなる充実を図ります。

- ⇒ 

018 文京区教育ビジョンの推進
------------------

② ゆたかな体験活動の充実を図ります。

③ 学校図書館ボランティアの活用等学校図書館の充実を図り、読書活動の充実を図ります。

★「魅力ある学校づくり」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
学ぶ	学校教育	基礎学力	少人数学習・チームティーチング学習の推進	003
			大学との連携による学校支援事業	004
			「文の京」学ぶカレレベルアップ推進校	005
			教科担任制・複数担任制の推進	006
		課題教育	総合的な学習の時間における地域人材の活用の充実	007
			国際理解教育の推進	008
			科学教育の充実	009
		教師資質向上	教職員研修の充実	017
		学校運営	文京区教育ビジョンの推進	018

**重点課題③ 高齢者・障害者の福祉の充実****【基本方針】**

平均寿命が延び、高齢者人口は着実に増加しています。本区における平成19年12月の第1号被保険者全体に対する要支援・要介護認定者数の割合は、15.8%となっていますが、地域にはそれ以外に多くの比較的元気な高齢者もいます。このような中、高齢者が生涯にわたって長年住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な生活実態に合わせた福祉サービスの提供が必要です。

また、平成15年に「支援費制度」、平成18年には「障害者自立支援法」等の施行により、サービス利用の仕組み等、障害者の福祉を取り巻く状況が大きく変わってきています。障害者の福祉の向上のためには、これらの制度を適切かつ円滑に運営するとともに、区独自の支援策の充実により、障害者の一層の自立と生活の安定、社会参加等の推進が重要です。

**(1) 高齢者の健康の維持と介護予防の促進**

高齢者が介護を必要とせず、元気で健やかに生活するためには日頃からの予防対策が重要です。このため、高齢者の健康の維持を目的とした事業の充実を図るとともに、元気な高齢者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者が参加できる介護予防事業の充実を図ります。

**(2) 高齢者の生活支援の推進**

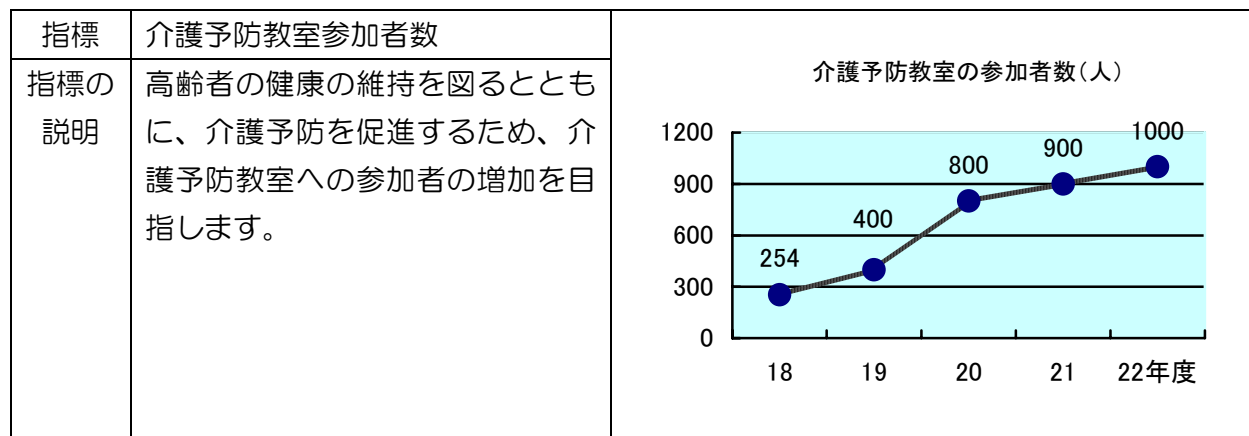
高齢者が地域で生活するためには、介護保険制度などの公的制度だけではなく、日常の生活で生ずる困りごとを援助する仕組みや、安心していきいきと生活を続けるための地域で支えあうネットワークの充実などにより、高齢者の生活支援を行っていきます。

**(3) 障害者の地域での自立生活の推進**

障害のある方々が地域で安心して自立した生活ができるよう、障害者に対する多様なサービスの提供や、就労支援施策の推進が求められています。そのため、ホームヘルプサービスの充実や、日中活動の場の確保など必要な施策の充実に努めます。また、地域の関係機関等と連携を図りながら、障害のある方の働く機会を拡充し、生活面の支援も含め総合的に就労支援を推進するとともに、区の業務や委託業務においても、障害者の就労を進めていきます。

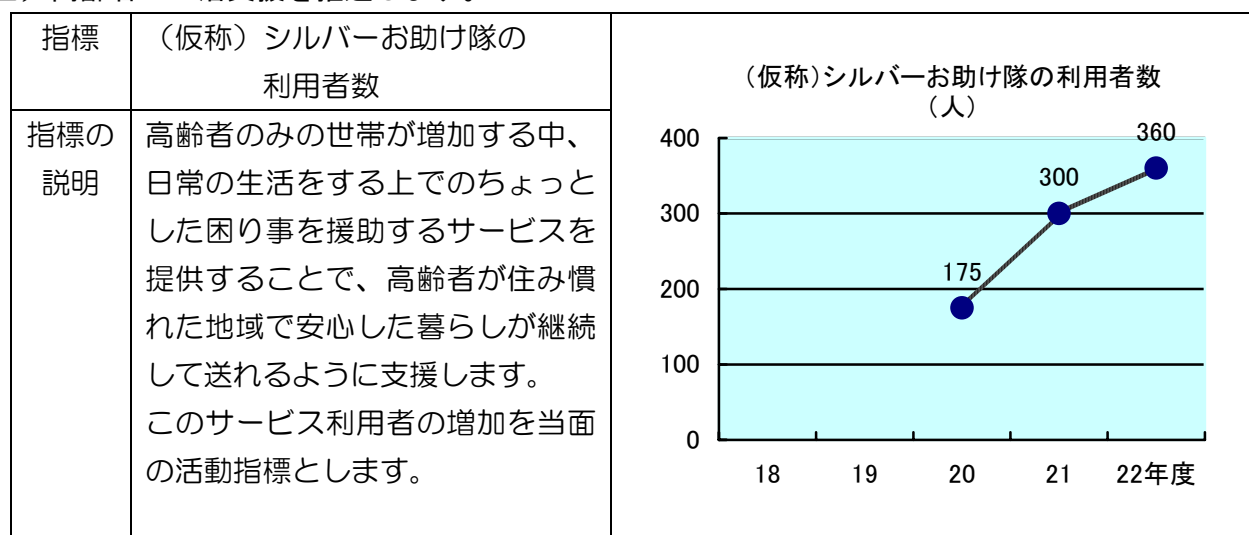
### 【基本方針に基づく主な指標】

(1) 高齢者の健康の維持と介護予防の促進を目指します。

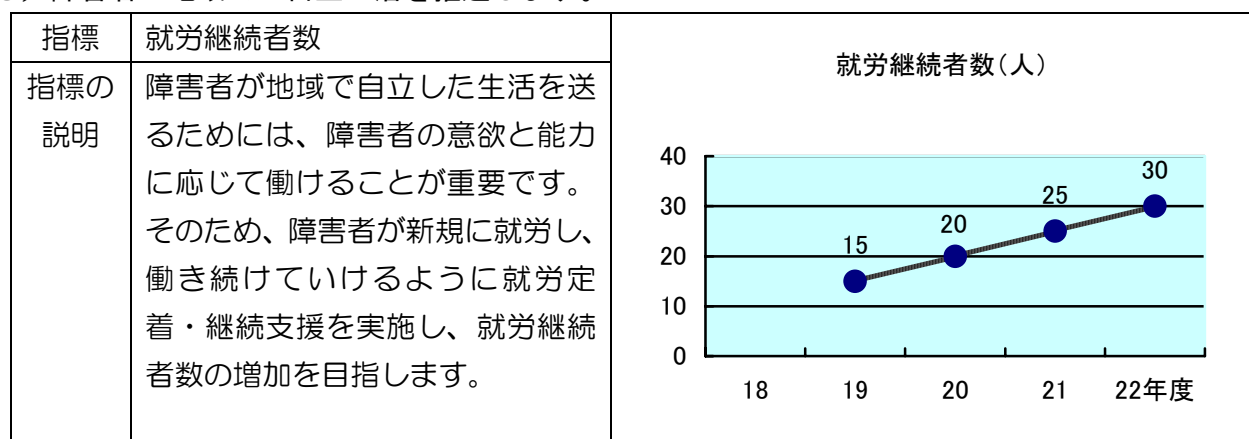


※18年度の実績値は介護保険課資料による

(2) 高齢者の生活支援を推進します。



(3) 障害者の地域での自立生活を推進します。



【基本方針を実現させるための主な手段】 ※ は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 高齢者の健康の維持と介護予防の促進を目指すために

- ① 地域包括支援センターにおいて、要支援や要介護状態になるおそれのある高齢者が適切な介護予防事業を利用できるように「介護予防ケアマネジメント」の充実を図ります。

⇒ 056 特定健康診査・特定保健指導  
097 介護保険制度の充実

- ② 介護予防事業として、運動器の機能向上、口腔機能の向上、低栄養状態の改善などの目的をもったプログラム事業を高齢者在宅サービスセンターなどで実施します。

⇒ 097 介護保険制度の充実

- ③ 地域や自宅で転倒予防や筋力向上のための運動を気軽に行えるように介護予防教室や文の京介護予防体操の普及を行います。

⇒ 101 文の京介護予防体操の普及

(2) 高齢者の生活支援を推進するために

- ① 地域包括支援センターを中心として関係機関が連携し、地域に密着して高齢者を支えあう「ハートフルネットワーク」の充実を図ります。

⇒ 099 地域に密着した高齢者支援

- ② ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、日常の生活で生ずるちょっとした困りごとを援助する仕組みとして、「(仮称) シルバーお助け隊」をシルバー人材センター内に組織し、運用していきます。

⇒ 094 (仮称) シルバーお助け隊

- ③ NPOなどと協力しながら空き店舗等を活用したサロンの設置を検討していきます。

⇒ 104 高齢者のためのサロン設置の検討

(3) 障害者の地域での自立生活を推進するために

- ① 障害のある方がその能力を活かして、自立生活や社会参加が可能となるよう支援するため、福祉センターにおいて自立訓練（機能訓練）を実施します。

⇒ 089 身体障害者の自立訓練事業

- ② 民間の障害者施設を活用して、障害のある中・高生の放課後の活動の場を確保し、必要な生活支援を行います。

⇒ 085 障害のある中・高生の放課後居場所対策事業

- ③ 地域の障害者施設や就労関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターを中心として、就労相談、ジョブコーチ支援、就労定着支援等を行います。また、障害のある方の働く場を拡大するため、区内企業に対して働きかけをしていくとともに、区の業務等での就労の可能性について調査・検討を実施し、就労の実現を図ります。

⇒ 103 障害者就労支援センターの充実

- ④ 障害のある方が必要とする福祉サービスを利用しやすくするため、障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額を軽減します。

⇒ 087 障害福祉サービス等の利用者負担の軽減

★「高齢者・障害者の福祉の充実」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
自立と安心	健康づくり	疾病予防	特定健康診査・特定保健指導	056
		くらし	生活支援	障害のある中・高生の放課後居場所対策事業
	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減			087
	身体障害者の自立訓練事業			089
	(仮称) シルバーお助け隊			094
	高齢者ケア		介護保険制度の充実	097
			地域に密着した高齢者支援	099
			文の京介護予防体操の普及	101
	社会参加		障害者就労支援センターの充実	103
			高齢者のためのサロン設置の検討	104

**重点課題④ いきいき暮らせる健康づくりの推進****【基本方針】**

健康はすべての活力の源であり、いきいきと豊かな人生を過ごすための基礎となるものです。健康づくりの主体は区民一人ひとりであり、区では区内の医療機関、医療保険者、学校、企業等と連携し、健康づくりに取り組みやすい環境を整備することで、「いきいき暮らせる健康づくり」を推進してまいります。

**(1) 生涯を通じた「食育」の推進**

生涯にわたっていきいきと暮らすためには、望ましい食習慣、運動習慣を定着させることが基本となります。「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、一人ひとりが自立的に健全な食生活を営む力を育てる「食育」を推進し、食環境づくりや関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

**(2) 生活習慣病の予防**

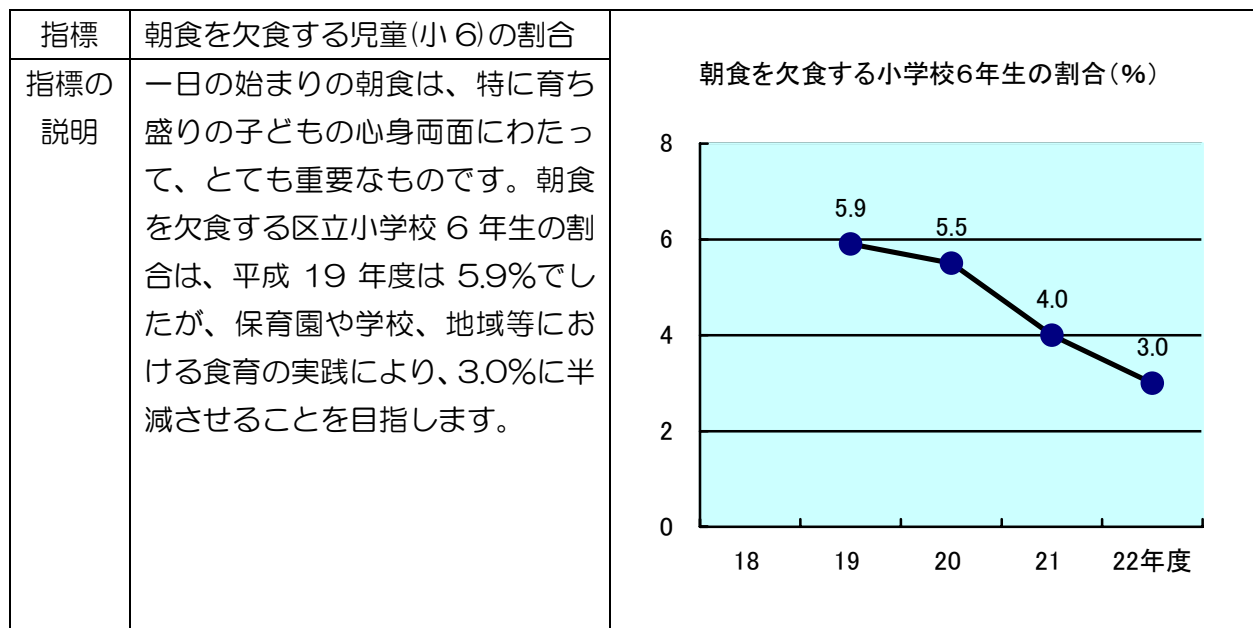
平成18年に成立した医療制度改革関連法において、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられました。区としても保険者として効果的かつ効率的な特定健診・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を図ります。

**(3) がん対策の充実**

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、政府は平成19年6月に「がん対策推進基本計画」を策定しました。そこで、全体目標を「がんによる死亡者の減少」と「苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」として、それを達成するための分野別施策と個別目標を定めました。区は基礎的自治体として、がんの予防と早期発見を進めるため、健康ぶんきょう21に基づく普及啓発や各種がん検診の充実を図ります。

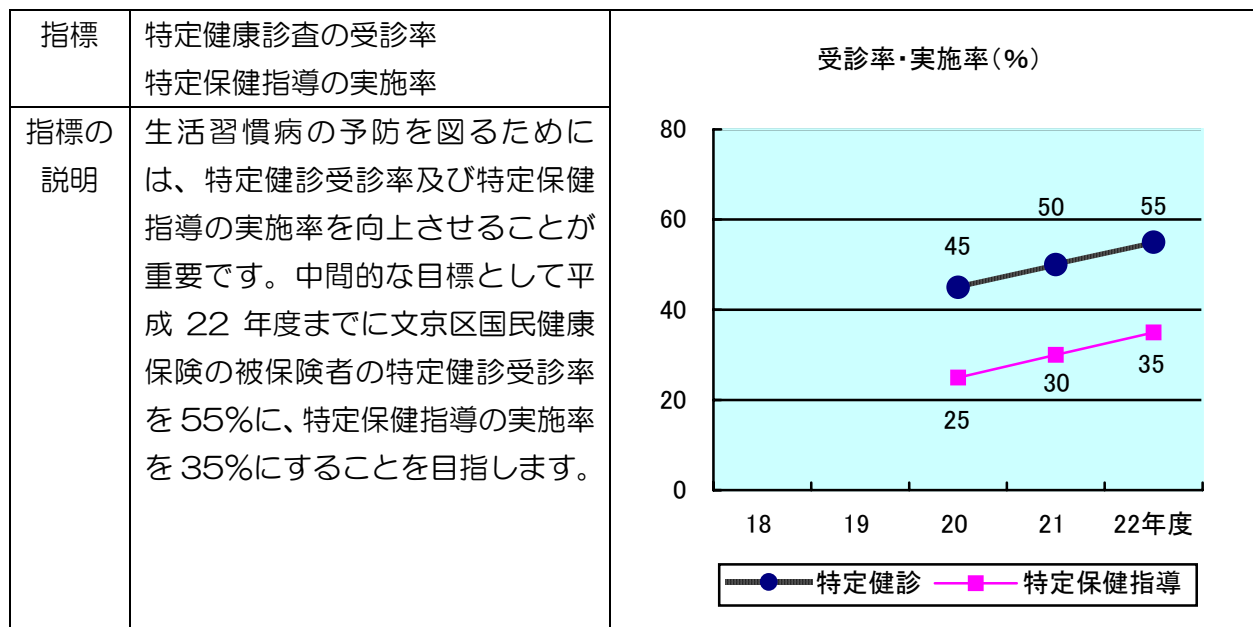
## 【基本方針に基づく主な指標】

### (1) 生涯を通じた「食育」を推進します。

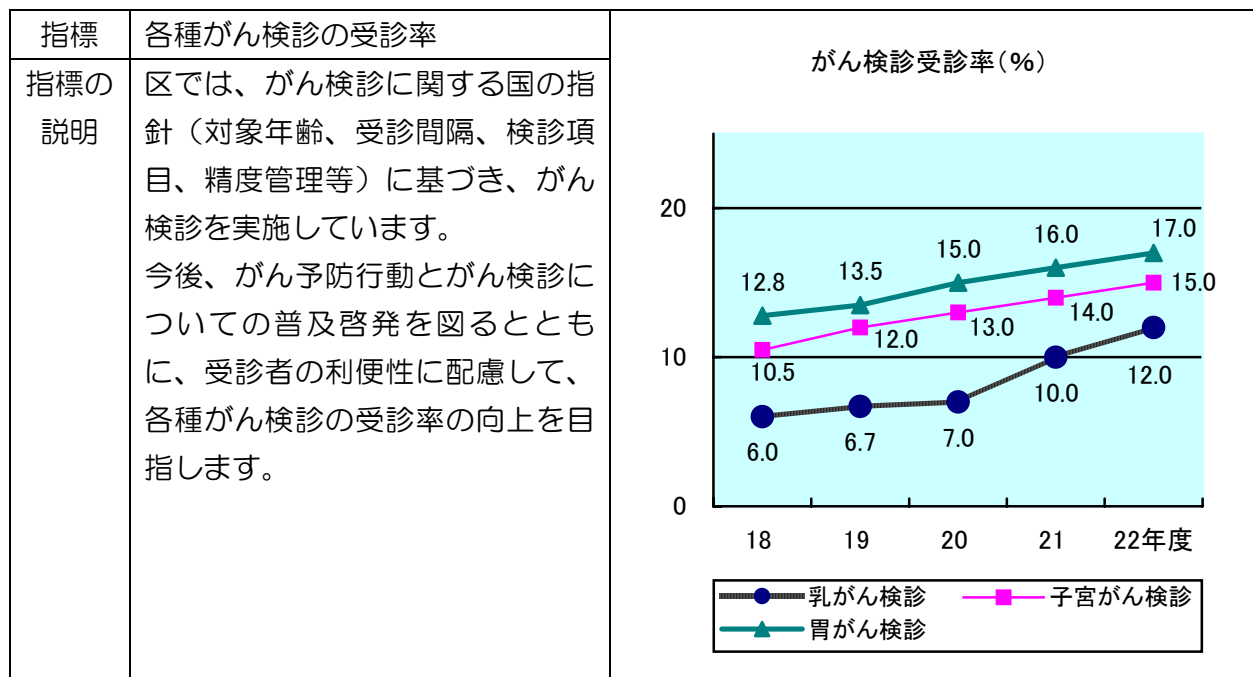


※19年度の実績値は「全国学力・学習状況調査」による

### (2) 生活習慣病の予防を推進します。



(3) がん対策の充実を目指します。



※18年度の実績値は保健予防課資料による

【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 生涯を通じた「食育」を推進するために

- ① 保育園、学校、保健所等が連携し、区内の食育の実態を把握し、食育に関するネットワークづくりに努めます。

⇒

(2) 生活習慣病の予防を推進するために

- ① 生活習慣病予防の重要性などについて啓発を行うとともに、特定健康診査対象者に対し、個別通知を行うなど事業の周知を図り受診率向上に努めます。
- ② 効果的な特定保健指導の実施方法について検討し、対象者への効果の現れ方を検証します。

⇒①～②

(3) がん対策の充実を目指すために

① がん検診未受診者に対する普及啓発や受診勧奨を行うなど、未受診者をなくすことに重点を置いた効率的ながん検診を推進します。

⇒ 

054 健康ぶんきょう21の推進
------------------

057 各種がん検診
------------

068 区民への健康情報の提供
-----------------

② がん検診の受診場所、受診日などについては、受診者の利便性に配慮するとともに、受診につながるインセンティブ等についても検討を進めます。

★「いきいき暮らせる健康づくりの推進」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
自立と安心	健康づくり	健康づくり	健康ぶんきょう21の推進	054
		疾病予防	特定健康診査・特定保健指導	056
			各種がん検診	057
		健康教育	区民への健康情報の提供	068

## 重点課題⑤ 活力ある地域社会の実現

### 【基本方針】

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、町会・自治会等の地域活動団体や NPO 団体、ボランティア団体等の非営利活動団体が自主的・自律的な活動を通じて、より多くの区民や行政と、あるいはそれぞれの団体が相互に協働しながら、地域内のさまざまな課題の解決に取り組むことが大切です。

そのためには、それぞれの団体がより活性化できるような区の支援や仕組みづくりが必要となります。

#### (1) 地域活動団体の活性化

町会・自治会は地域に根ざした基礎的な自主運営組織であり、区をはじめ、消防、警察など様々な行政機関とともに清掃・防犯・防災などさまざまな活動を行い、地域の環境や安全・安心まちづくりにおいて欠くことのできない団体です。また、まつりや各種行事の開催により、地域社会の中で人と人のふれあいを豊かにする、原動力の役割を担っています。

しかしながら近年、大規模な集合住宅が増加傾向にあることなどから新たな区民が増加しつつあるにもかかわらず、町会・自治会への加入者の増加にはあまりつながっていません。また、役員の高齢化も進んでいます。

今後も地域の共同社会を維持し、町会・自治会がこれからも安定した運営を続けるためには、転入者や集合住宅に対する町会・自治会加入促進の取組みが重要です。

#### (2) 地域公益活動への関心の高まりと参加

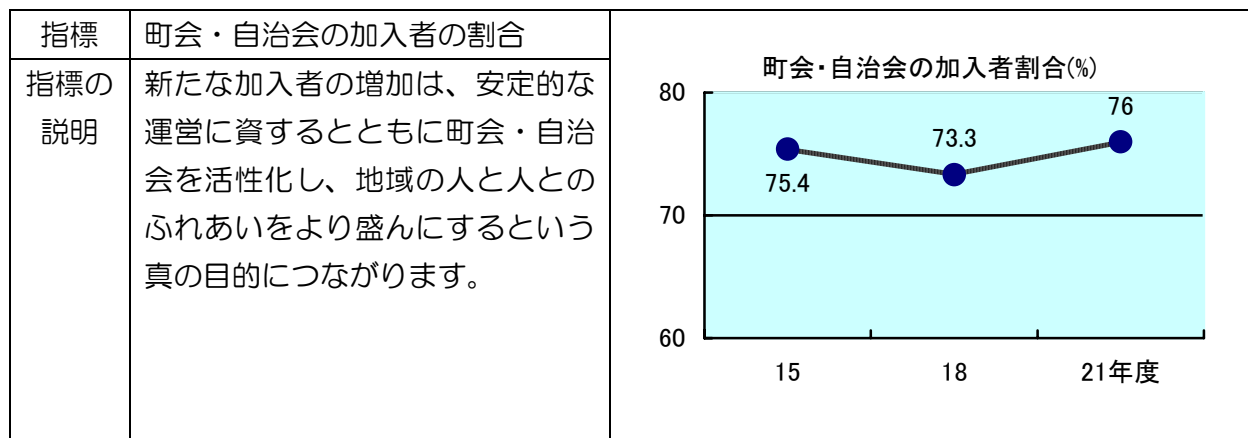
福祉や生涯学習などさまざまな目的を持って公益活動を自主的に担う NPO 法人やボランティア団体などの各種非営利活動団体や個人が増えつつあります。このような公益活動を行う団体に新たな人材が参加し、また、団体が相互に影響しあうことは、それぞれの活動をより充実させることにつながり、さらに、地域社会を活性化させることに結びついて行きます。

そのためには、公益活動を行う団体間相互で情報を交換できる仕組みが必要であり、ウェブサイトの活用は効果的です。

平成 19 年 12 月から運営を始めた「文京区地域公益活動情報サイト」の利用をさらに促進するとともに、区との協働を通じて団体の育成や支援を行うことなどにより、区民の各種公益活動への新たな参加と、活動を行う団体間における情報の交流を一層盛んにしていく必要があります。

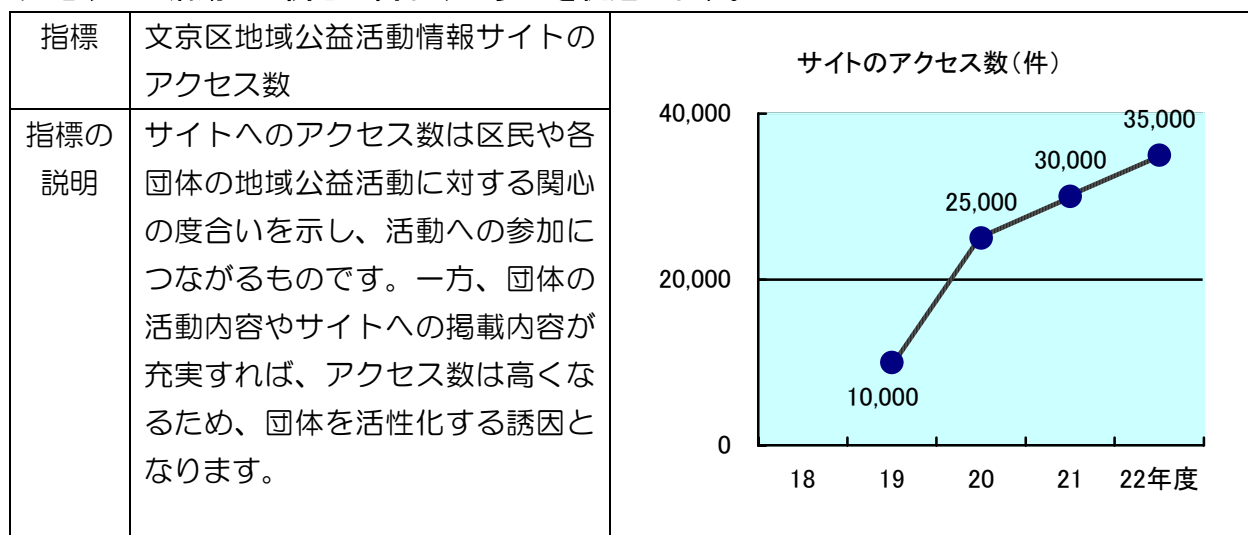
## 【基本方針に基づく主な指標】

### (1) 地域活動団体の活性化を目指します。



※15、18年度の実績値は「文京区政に関する世論調査」による

### (2) 地域公益活動への関心の高まりと参加を促進します。



## 【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

### (1) 地域活動団体の活性化を目指すために

① 区はさまざまな住民団体や他の行政機関と連携し、地域の課題の解決に取り組むとともに、それぞれの町会・自治会、町会連合会が行う様々な事業に対して補助や情報提供を行います。また、転入者や集合住宅に対する町会・自治会加入促進について検討してまいります。

⇒

② 地域活動センターの運営のあり方について検討を進め、地域自治活動の拠点としてより利用しやすいものとしてまいります。

⇒

- ③ 交流館や区民会館について、地域の活動の場として、改善を検討してまいります。

⇒ 168 交流館の運営

(2) 地域公益活動への関心の高まりと参加を促進するために

- ① 区とNPO団体が協働で文京区地域公益活動情報サイトを運営し、さらに魅力的な内容の充実やさまざまな広報媒体による周知を図ります。
- ② 各種講演会を開催するとともに区の事業への提案公募制度をさらに実効性あるものにしてまいります。
- ③ 区民一人ひとりがNPO団体やボランティア団体などの提案による独自の公的事业を選択し、個々の事業に寄付するための制度についても、幅広く検討を進めてまいります。

⇒①～③ 171 協働・協治の推進

★「活力ある地域社会の実現」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
地域の活力	地域社会	地域コミュニティ形成	地域活動センターの運営	166
			交流館の運営	168
		住民団体活性化	町会・自治会等事業補助	169
		昼間人口の地域活動	協働・協治の推進	171

## 重点課題⑥ 地域産業活性化への支援

### 【基本方針】

まちに潤いや賑わいを与えるためには、商店街や中小企業など地域産業の活性化が重要な要素です。

地域産業を活性化させるため、次に掲げる3つの基本方針に基づき、活力ある中小企業や元気な商店を目指して頑張る事業者を支援します。

#### (1) 中小企業経営の安定化

区では、区内中小企業を対象に景況調査を行い、地域経済の状況の把握に努めています。現在は決して楽観のできる状況ではありませんが、中小企業の資金調達を円滑にするとともに、経営上の諸問題についての相談機会を設けるなどにより、事業経営の安定や経営基盤の強化を図り、区内中小企業の景況感の改善を目指します。

#### (2) 商店街の活性化

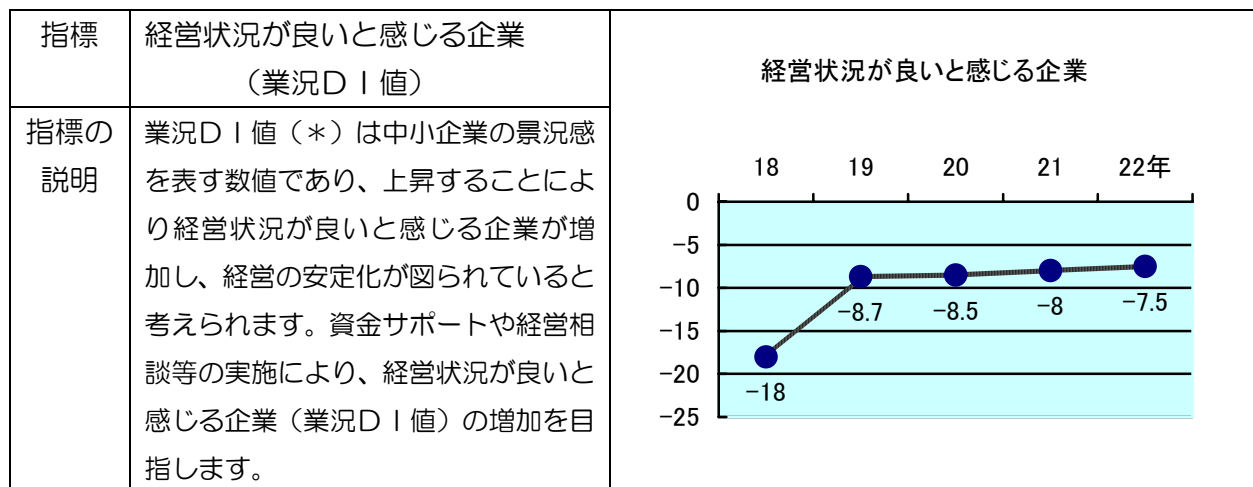
地域コミュニティの核のひとつである商店街の活性化は重要です。各商店が集まり商店会となることで連帯感が生まれ、環境整備やイベントなどへの一丸となった取組みにより、活気のある商店街となります。区商店街連合会の調査によれば、現在、全体の22%にあたる約600店舗が商店会に未加入となっています。新規加入の促進により、商店街の集客力をアップさせ、賑わいのある元気な商店街を目指します。

#### (3) 働く人のスキルアップ

地域産業の活性化のためには、中小企業の人材育成が欠かせません。「事業は人なり」と言われるように、人を育てることが、企業を成長させることにつながります。事業や経営に関する知識・技術等を習得する機会を提供し、中小企業事業主及び従業員のスキルやモチベーションのアップを目指します。

## 【基本方針に基づく主な指標】

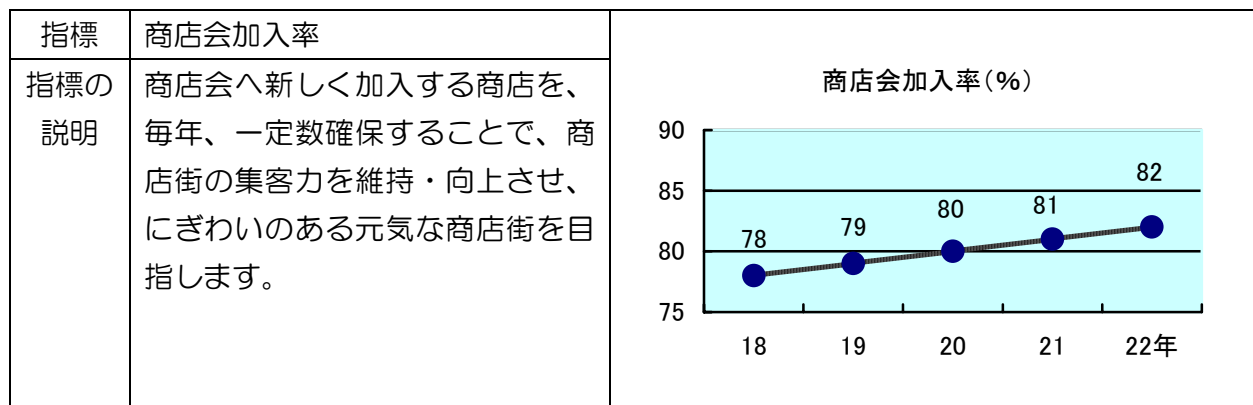
### (1) 中小企業経営の安定化を目指します。



※18～19年の実績値は「文京区中小企業の景況」による(12月現在)

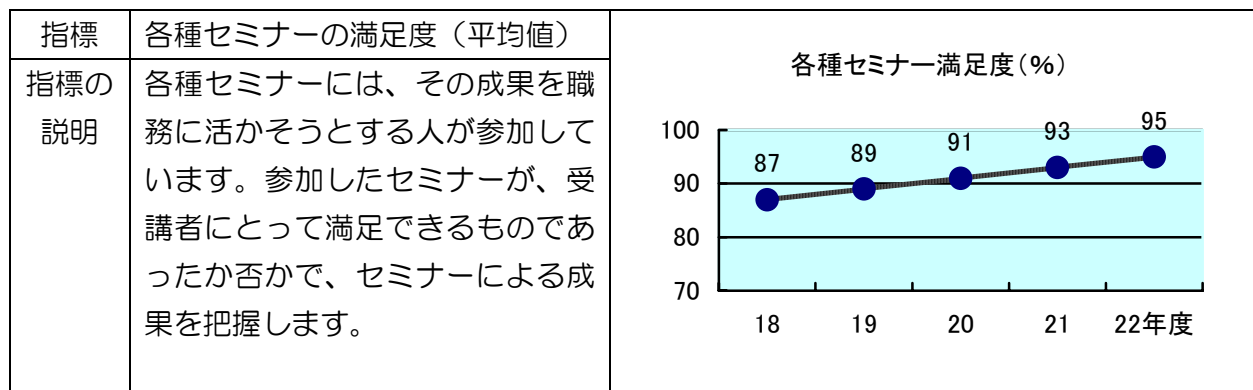
\*業況D I 値…経営状況が「良い」とした企業から「悪い」とした企業割合を差し引いた数値のことで、マイナス数値が少ないほど経営状況が回復したことになります。

### (2) 商店街の活性化を目指します。



※18～19年の実績値は「区商連加入促進状況調査」による(12月現在)

### (3) 働く人のスキルアップを目指します。



※18年度の実績値は経済課資料(セミナー終了後のアンケート)による

【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 中小企業経営の安定化を目指すために

- ① 設備の導入等を図る際に必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して融資あっせんを行うとともに、あっせん融資を受けられた借受者の負担を軽減するために支払った利子の一部を助成します。  
⇒
- ② 少人数私募債発行支援事業を実施し、企業の資金調達を支援します。  
⇒
- ③ 適切な診断、助言、指導により経営に関する諸問題を解決するため、中小企業経営診断士、技術士、弁理士等専門家の派遣を実施します。  
⇒
- ④ 経営に関する悩みにこたえるために、経営相談、下請け企業相談等の各種相談を実施します。

(2) 商店街の活性化を目指すために

- ① 商店会が実施する独自のイベントや、加入促進のための事業への支援等を実施します。  
⇒
- ② 商店会加入数及び加入率の上昇が顕著な商店会には補助金の補助率の上乗せを実施します。  
⇒
- ③ 商業環境の整備に対して補助を実施します。  
⇒

(3) 働く人のスキルアップを目指すために

- ① 中小企業経営者や従業員等が必要としている知識・技術の習得を図るため、産業振興セミナー、文京ビジネス塾等の講座や講演会を開催します。
- ② 創業を予定している方を対象に、事業活動に必要な知識を専門の講師が解説する起業家支援セミナーを実施します。
- ③ 将来の経営を担う人材を育成するために次世代人材育成セミナーを実施します。  
⇒①～③

## ★「地域産業活性化への支援」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
地域の活力	地域産業	企業の構造改革	中小企業セミナー	174
			経営改善専門家派遣事業	176
		企業活動支援	少人数私募債発行支援事業	179
			中小企業等資金融資あっせん事業（利子補給）	180
	地域の商い	商店街支援	装飾灯等電力費補助	182
			商店街販売促進事業補助	184
			商店街環境整備事業補助	185
			商店会加入促進支援事業	187

## 重点課題⑦ 安全で安心なまちづくりの推進

### 【基本方針】

区民の生命・身体・財産を自然災害や犯罪・事故から守り、住み良い地域にしていくことは、まちづくりにおける基本的で重要な課題です。区では、これらの課題解決に向けて、区民、地域活動団体、事業者、関係行政機関と連携・協力し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

#### (1) 災害に強いまちづくり

新たな首都直下地震の被害想定においては、住宅の倒壊や火災により多くの人的・物的災害が示されており、文京区地域防災計画の修正及び耐震改修促進計画の策定を行い、減災への取組みを強化します。災害に立ち向かうには、自助・共助・公助の役割を踏まえ、日頃からの備えとともに地域や事業所等が一体となった防災への取組みが重要です。このため、避難所運営協議会の設立をはじめ、地域住民等による防災への取組みを支援するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

#### (2) 区内の犯罪発生抑止

警視庁の統計によると、文京区の刑法犯の認知件数は、23区でも最も少ない件数となっていますが、一方では、子どもや高齢者が被害者となる身近な犯罪の凶悪化などにより、まちの安全に対する不安が高まっています。これらの事件から区民の安全を守るため、情報の共有化や自主的に防犯活動を行っている各種団体への支援など、区内の犯罪発生抑止に向けた取組みを進めていきます。

#### (3) 安全で快適な道路環境の確保

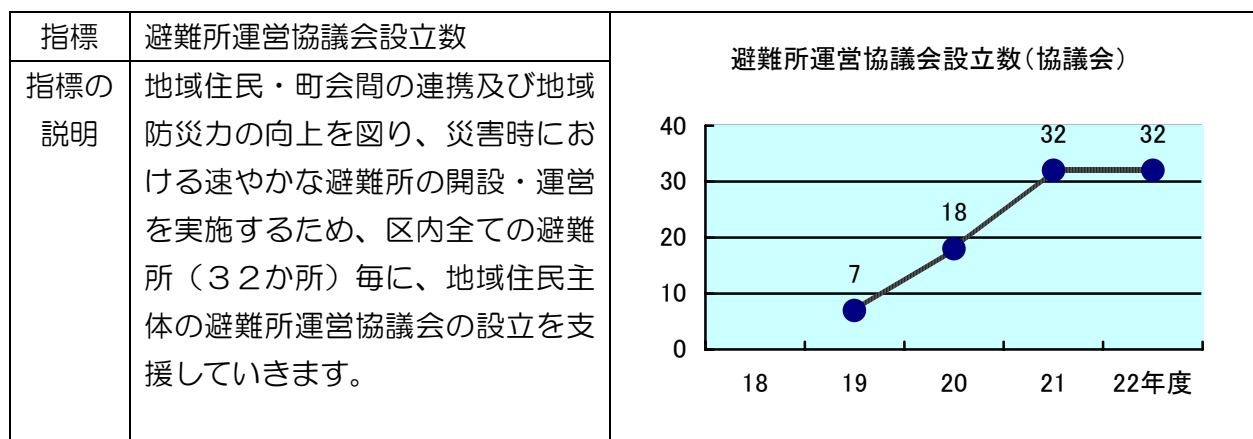
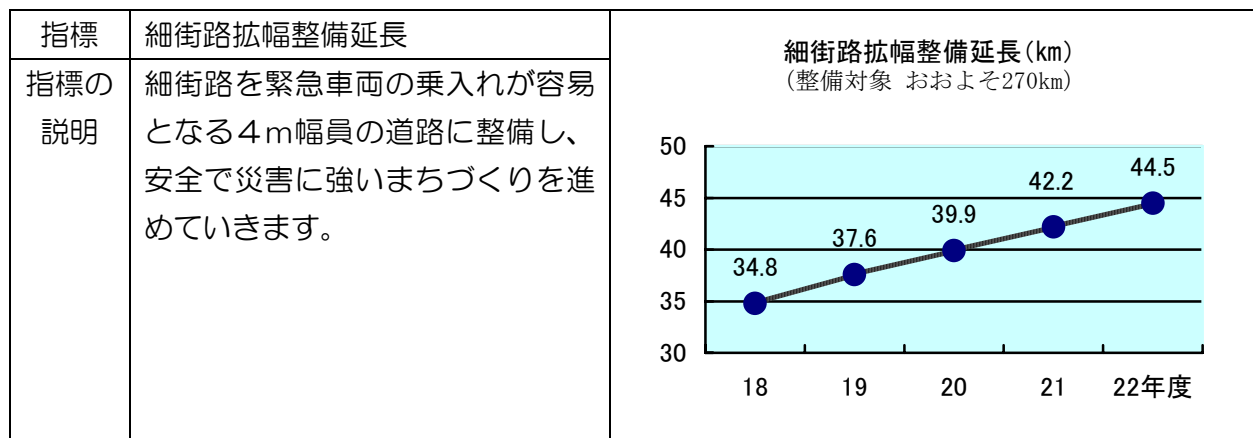
文京区内の交通事故死傷者数は、平成11年以降、毎年1,000人台で推移しています。近年の交通事故の傾向としては、身近な生活道路での事故や、高齢者が当事者になるケース、自転車と歩行者との事故など多様化しています。そこで、区民の方々が安心して道路を利用できるよう、継続的な交通安全意識の啓発をはじめ、総合的な自転車対策、通過車両の速度抑制を考慮したコミュニティ道路の整備等により、これまで以上に、歩行者にとってより安全で快適な道路環境の確保を進めていきます。

#### (4) 迷惑喫煙のない快適なまちづくり

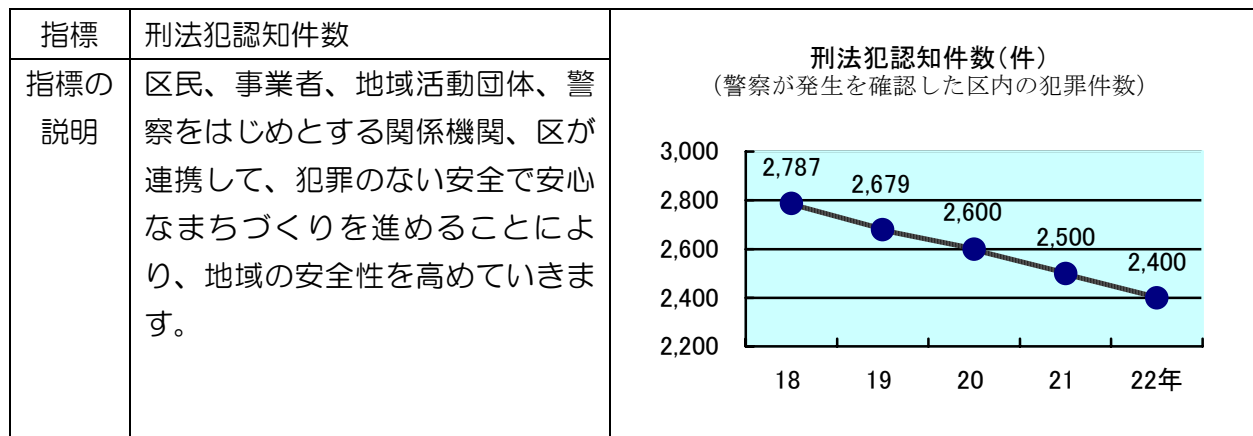
文京区では、平成17年4月に施行された「文京区安全・安心まちづくり条例」に基づき、路上喫煙を禁止する地区を指定し、地域活動団体や事業者等と協力して、路上喫煙禁止に取り組んでまいりました。今後も、路上喫煙を禁止する地区の拡大を進めるとともに、より効果的な路上喫煙対策を推進し、やけどや受動喫煙、ポイ捨て被害のない快適なまちづくりを目指します。

## 【基本方針に基づく主な指標】

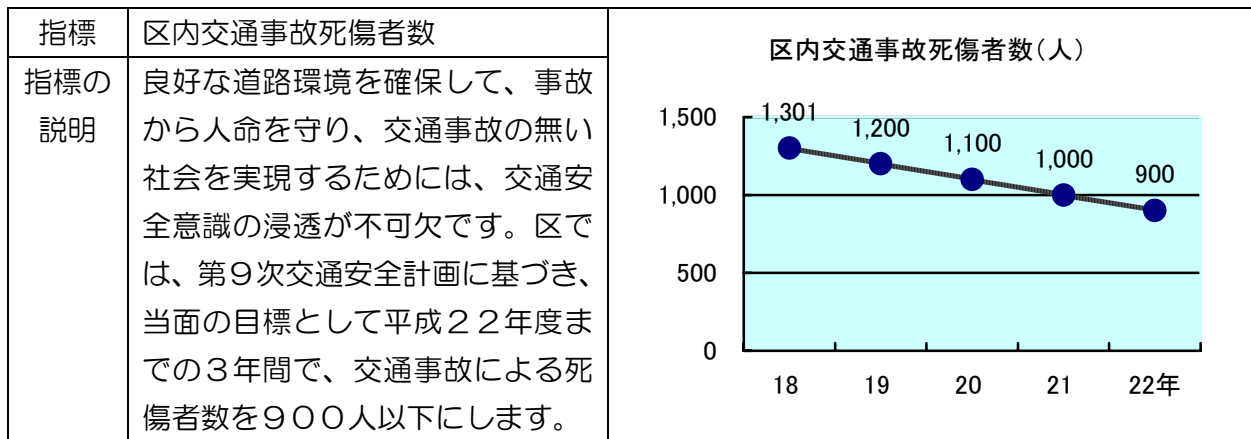
### (1) 災害に強いまちづくりを目指します。



### (2) 区内の犯罪発生抑止に努めます。

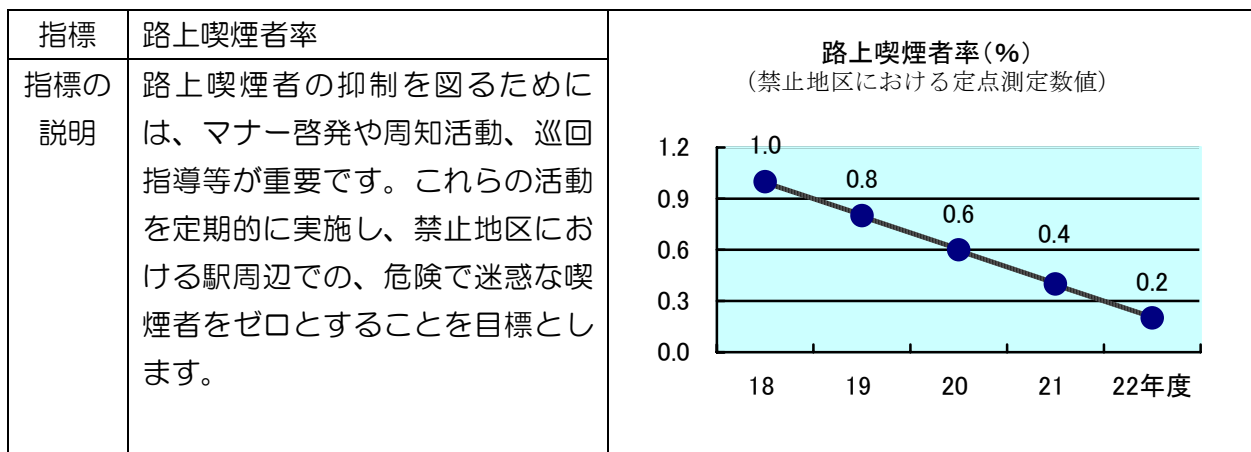


(3) 安全で快適な道路環境の確保を目指します。



※18年の実績値は「警視庁交通年鑑 平成18年版」による

(4) 迷惑喫煙のない快適なまちづくりを目指します。



※18～19年度の実績値は環境対策課資料による

【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 災害に強いまちづくりを目指すために

① 文京区耐震改修促進計画においては、平成27年度までに住宅の90%の耐震化を図ることとしております。計画の実現に向けて、耐震診断や耐震改修・不燃化に要する費用の一部を助成し、耐震化を促進します。

- ⇒
- 
- 

② 細街路の拡幅整備を進めてまいります。

- ⇒

③ 町会間・地域住民の連携及び地域防災力の向上を図るために、避難所運営協議会の設立を支援してまいります。

- ⇒

- ④ 災害時要援護者の名簿の整備を進めるとともに、支援者・被支援者用のマニュアルを作成し、支援体制の整備を図ってまいります。
- ⑤ 事業所における事務機器等の転倒防止対策やエレベーターの復旧ルールの徹底など、事業者の防災意識の啓発を図ってまいります。

**(2) 区内の犯罪発生抑止に努めるために**

- ① 安心メールを配信し、子どもの安全に関わる事件等の情報を区民等に提供します。
- ② 小学校の校内及び通学路周辺の巡回と児童の見守りを行うボランティアを学校ごとに組織し、その活動を支援してまいります。
- ③ 安全・安心まちづくりのための自主防犯活動を行う団体に対して、運営活動費の補助を行ってまいります。
- ④ 安全・安心まちづくりの普及・啓発及び区内の犯罪発生を抑止を目的とした自主防犯パトロールカーを区民との協働により運行します。

⇒③～④ 160 安全・安心まちづくり推進

**(3) 安全で快適な道路環境を確保するために**

- ① NPOや地域団体と協働しながら、自転車駐車場の整備、レンタサイクル事業の実施、放置自転車の撤去、自転車利用者のマナー向上をはじめとする意識啓発や、自転車乗車中の傷害を軽減するため、幼児・児童用ヘルメット購入費の補助拡大など、総合的な自転車対策を実施してまいります。

⇒ 126 総合的自転車対策の推進

162 自転車免許証等の発行

163 幼児・児童用ヘルメット補助

- ② 生活道路における通過交通や通行速度を抑制し、高齢者や障害者を含めたそこに住むすべての人が、安心して住み続けられるよう、コミュニティ道路の整備を推進します。

⇒ 146 コミュニティ道路整備

- ③ 歩道と車道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック等の設置を行い、高齢者や障害者を含むすべての人が安全・快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。

⇒ 108 バリアフリーの道づくり

**(4) 迷惑喫煙のない快適なまちづくりを目指すために**

- ① 迷惑喫煙行為抑制のための、広報・啓発活動を展開します。
- ② 禁止地区拡大に向け、地域活動団体等との協議を進めていきます。
- ③ より効果的な路上喫煙対策を推進するため、組織体制の強化を図ります。
- ④ 禁止地区における地域活動団体や事業者等による路上喫煙対策を支援していきます。

⇒①～②、④ 130 住民参加による地域美化の推進

★「安全で安心なまちづくりの推進」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
自立と安心	暮らし	ユニバーサル・デザイン	バリアフリーの道づくり	108
地域環境	都市機能		総合的自転車対策の推進	126
		環境活動支援	住民参加による地域美化の推進	130
	住環境	市街地整備	不燃化促進事業建替助成等	142
		コミュニティ道路	コミュニティ道路整備	146
	災害	地震・火災	細街路の整備	150
			耐震診断費用助成事業	151
			(仮称)文京区耐震改修促進助成事業	152
		災害応急態勢	避難所運営訓練(協議会設立運営)	157
		交通事故・犯罪	安全・安心まちづくり推進	160
	自転車免許証等の発行		162	
幼児・児童用ヘルメット補助	163			

## 重点課題⑧

歴史と文化を活かしたにぎわいのある都市<sup>まち</sup>

## 【基本方針】

文京区は、江戸の面影を色濃く伝える史跡や文化資産の多い、歴史的景観をもつまちであり、鷗外をはじめとした多くの文人が住み、愛したまちでもあります。また、区内には数多くの美術館や博物館、歴史ある庭園が点在し、歴史と文化にふれることができるまちとしての魅力も持っています。さらに、大学をはじめ多くの教育機関のある文教の地としても知られています。このような地域の特性を有効活用し、「文の京」としての魅力を増すことが、地域の活力とにぎわいに寄与するものです。

## (1) 観光客の誘致、地域の発展と活性化

文京花の5大まつり、朝顔・ほおずき市、下町まつりは、地域の方が中心となる実行委員会方式で開催され、区民のみならず、多くの方が区外から訪れており、文京区発信のまつりとして賑わいをみせています。また、各会場は、文京区を代表する神社・仏閣であり、「歴史と文化のまち文京」を代表するものです。

各まつりの魅力を一層増大させ、集客力を向上させることにより、地域の発展と活性化を進めていきます。

## (2) 区内文化施設との連携の拡大

「文の京」の名にふさわしく、文京区には美術館・博物館が数多く点在し、いつでもどこでも「歴史と文化」にふれることのできるまちです。これらの美術館・博物館をはじめ庭園など28施設を結び「文の京ミュージアムネットワーク」を活用して、多くの方々に来館していただくことで、「歴史と文化を学べるまち」としてアピールし、地域の発展を目指します。

## (3) 区内大学との連携の拡大

文京区は「文の京」の名のとおり、区内に教育機関が多く、国立、私立を問わず、伝統ある多くの大学を有しています。区民にとって大学を文化的資産ととらえ、区と大学が相互に協力することで、文化・教育の学びの場としての賑わいを図り、文京区の魅力を高め、地域社会の活性化を目指します。

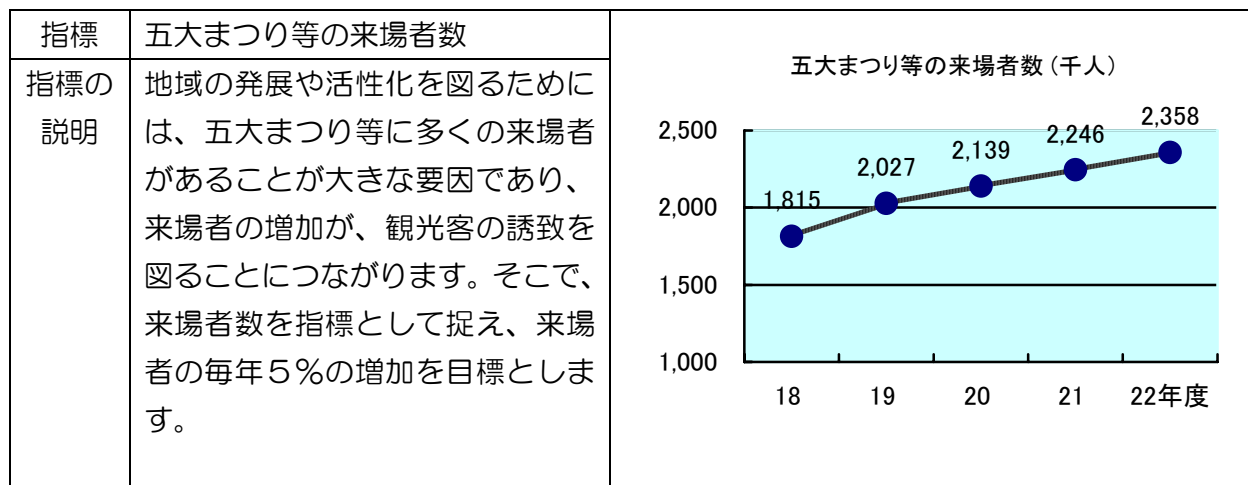
## (4) コミュニティバスの乗客数の増加

コミュニティバスは、シビックセンターを基点に、小石川後樂園や六義園などの観光・文化施設、公共施設等を結び、平成19年4月に開業しました。本バスが、多くの方々に利用され、人の動きを活発にし、地域の魅力を引き出すことを目標としています。

乗客数の増加は安定的なバス事業に資するとともに、「歴史と文化のまち文京」としての魅力をアピールし、観光客の誘致を図るうえでも大切です。

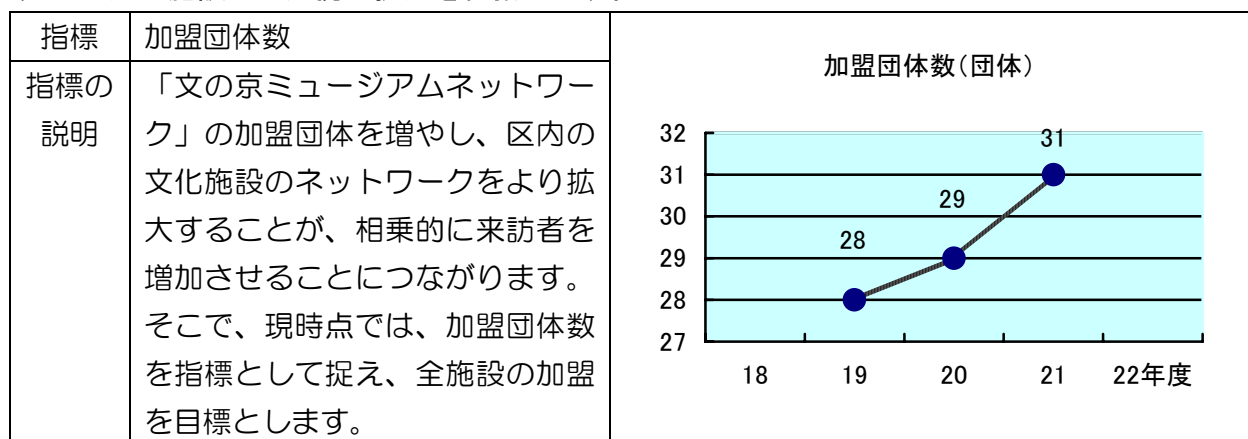
## 【基本方針に基づく主な指標】

### (1) 観光客の誘致を図り、地域の発展と活性化を目指します。



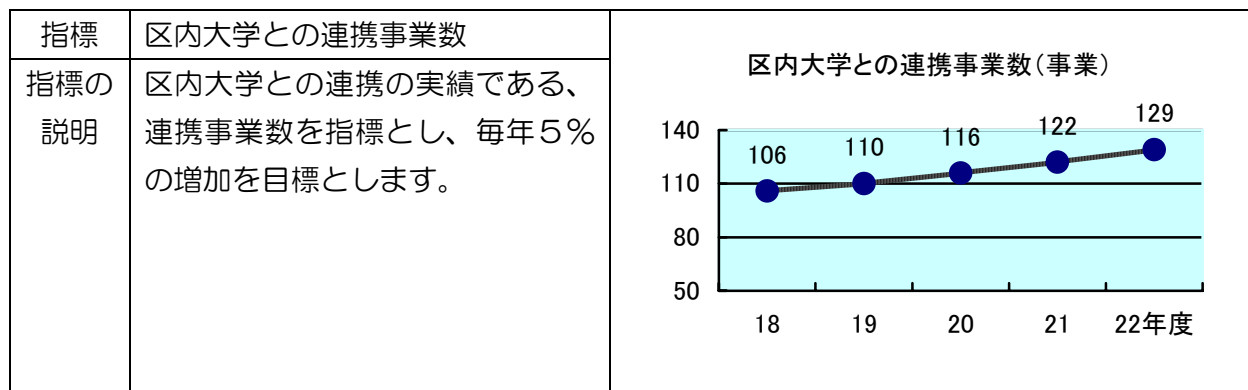
※18~19年度実績は「各まつり実行委員会の報告」による

### (2) 区内文化施設との連携の拡大を目指します。



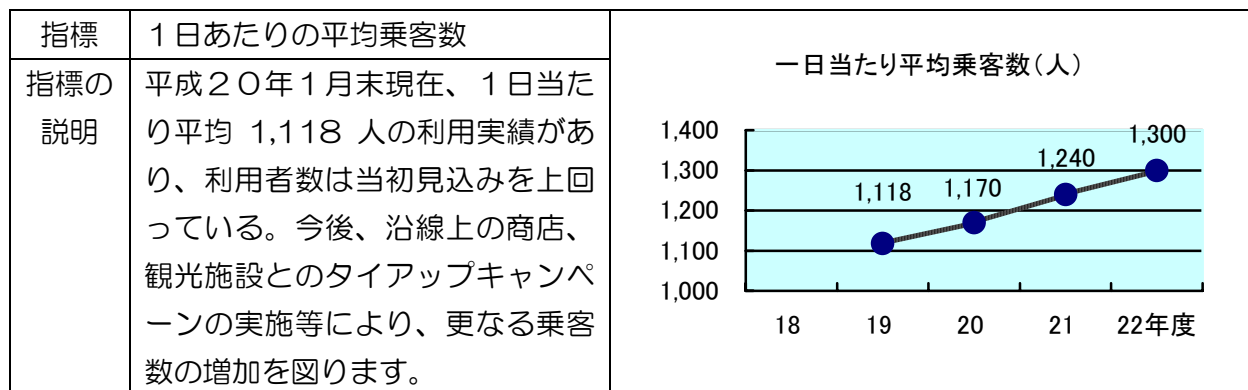
※19年度実績は財団法人文京アカデミーの報告による(1月31日現在)

### (3) 区内大学との連携の拡大を目指します。



※18~19年度実績は企画課資料による(12月31日現在)

(4) コミュニティバスの乗客数の増加を目指します。



※19年度実績は運営事業者の月例報告による（1月31日現在）

【基本方針を実現させるための主な手段】 ※は実施計画事業番号・事業名です。

(1) 観光客の誘致を図り、地域の発展と活性化を目指すために

- ① 区報やホームページ等、機会をとらえ広く周知を図ります。
- ② 来場者の回遊性を高めるため、地元商店会と連携し、方策を検討していきます。
  - ⇒①～②
  - 
  - 
  -
- ③ 区の観光振興の方向性を検討し、総合的な観光施策の体系を構築していくため、(仮称)「文京区観光ビジョン」の策定に取り組みます。
  - ⇒
- ④ 文京区を訪れる観光客のため、ボランティアを活用していきます。
  - ⇒

(2) 区内文化施設との連携の拡大を目指すために

- ① 財団法人文京アカデミーと連携し、区報、情報紙やホームページ等により広く周知を図ります。
- ② ネットワークを活用したイベントの工夫やマップの充実を図ります。
  - ⇒①～②

(3) 区内大学との連携の拡大を目指すために

- ① 区内大学との相互協力協定を締結し、連携強化を図ります。
- ② 区民が、図書館などの大学施設を利用できるよう、連携を図ります。
- ③ 大学の人材を活用した講座の開催など、様々な分野で連携事業を拡大していきます。
  - ⇒①～③

(4) コミュニティバスの乗客数の増加を目指すために

- ① 利用促進のため、ルートマップ、記念乗車券等の作成及びホームページの充実を図ります。
- ② 沿線上の商店、観光施設との企画・キャンペーンの充実を図ります。  
⇒①～② 167 コミュニティバス運行

★「歴史と文化を活かしたにぎわいのある都市(まち)」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
学ぶ	地域の教育 ・文化	学習ネット	区内大学との連携強化	031
			区内文化施設のネットワークの構築	032
	交流	ボランティア・ガイド	文京ふるさと歴史館友の会ボランティアガイド「文京まち案内」	051
地域の活力	地域社会	地域コミュニティ形成	コミュニティバス運行	167
	地域の商い	観光客誘致	五大まつり助成	188
			観光リーフレット作成助成	189
			下町まつり助成	190
			文京朝顔・ほおずき市助成	191
		観光振興施策の推進	192	

**重点課題⑨ 地球にやさしい環境の実現****【基本方針】**

文京区は大都市の利便性と恵まれた生活環境の双方を兼ね備えています。これらは世代を超えて、人と環境の調和が図られてきた成果です。この成果を未来の世代へ伝えていくことは私たちの責務です。地球温暖化をはじめとするグローバルな環境問題こそ、私たちの身近な事から一つひとつ取り組むことが必要であり、地球にやさしい環境の実現を目指していきます。

**(1) 地球温暖化対策の推進**

近年、世界各地で群発している大型台風の発生や熱波、干ばつ、洪水などの災害や異常気象は、急速に進む地球温暖化が原因のひとつです。温暖化がさらに進行すれば、砂漠化の進行や海面の上昇などにより、一層深刻な事態の発生が予測されます。

温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量を削減するためには、地球レベル・国レベルでの取組みとともに、地域レベルでの取組みが不可欠です。

このため、区は率先して事務事業における温室効果ガスの削減に努めるとともに、区民・事業所等を含めた地域における温暖化対策を推進していきます。

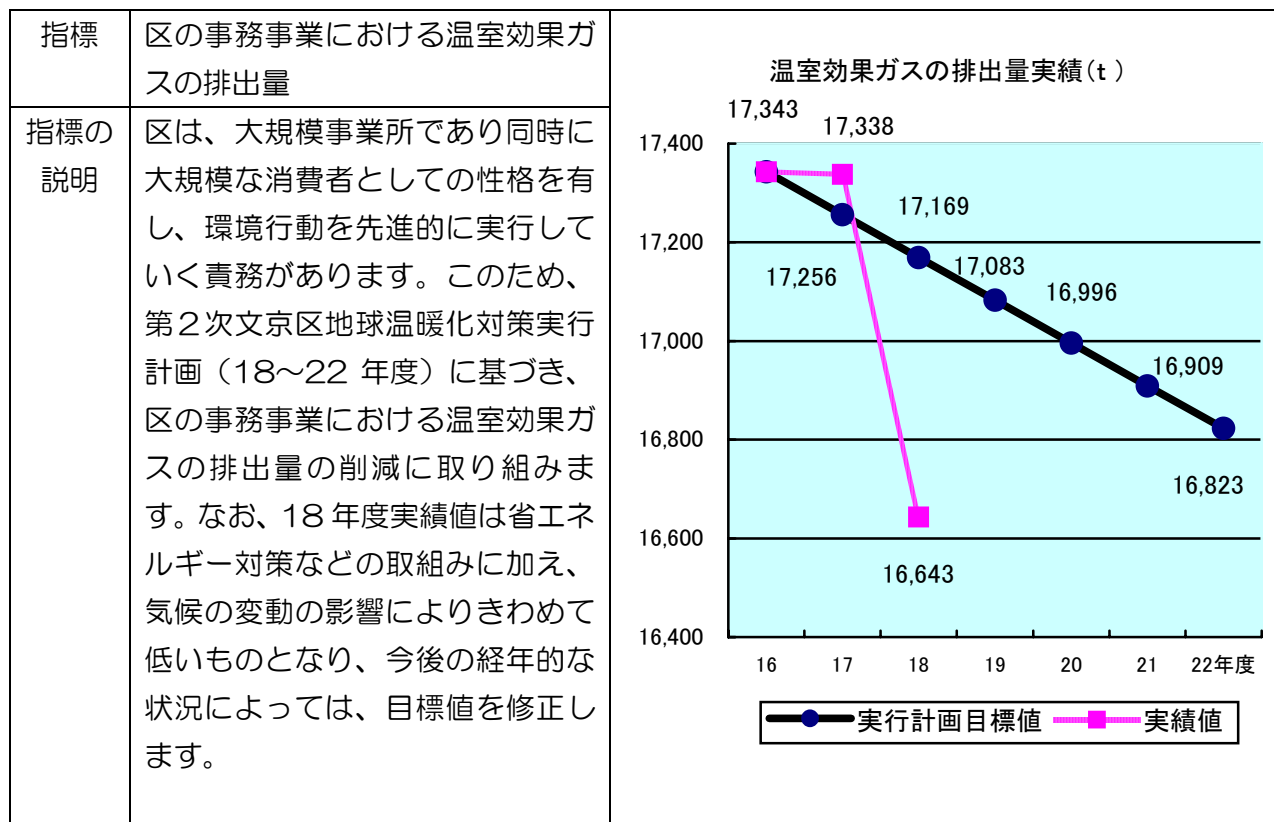
**(2) 循環型社会の形成の推進**

文京区は、長期的展望に立ったごみ処理等に関する考え方や基本的手法を明らかにすることにより、「モノ配慮社会（社会に流れる、ごみとなる以前の不要なモノの量が適正に保たれる社会）」を実現することを目的として、一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」を策定しました。清掃工場を持たない区として、より環境負荷の少ない社会の実現のため、3R（発生抑制・リデュース、再使用・リユース、再生利用・リサイクル）の推進を図り、循環型社会の形成に向けて取り組まなければなりません。

特に、発生するごみ量を抑制し、さらにリサイクル率の向上を目指す取組みが重要であり、さまざまな仕組みづくりや多様な取組みを区民参画のもとに推進していきます。

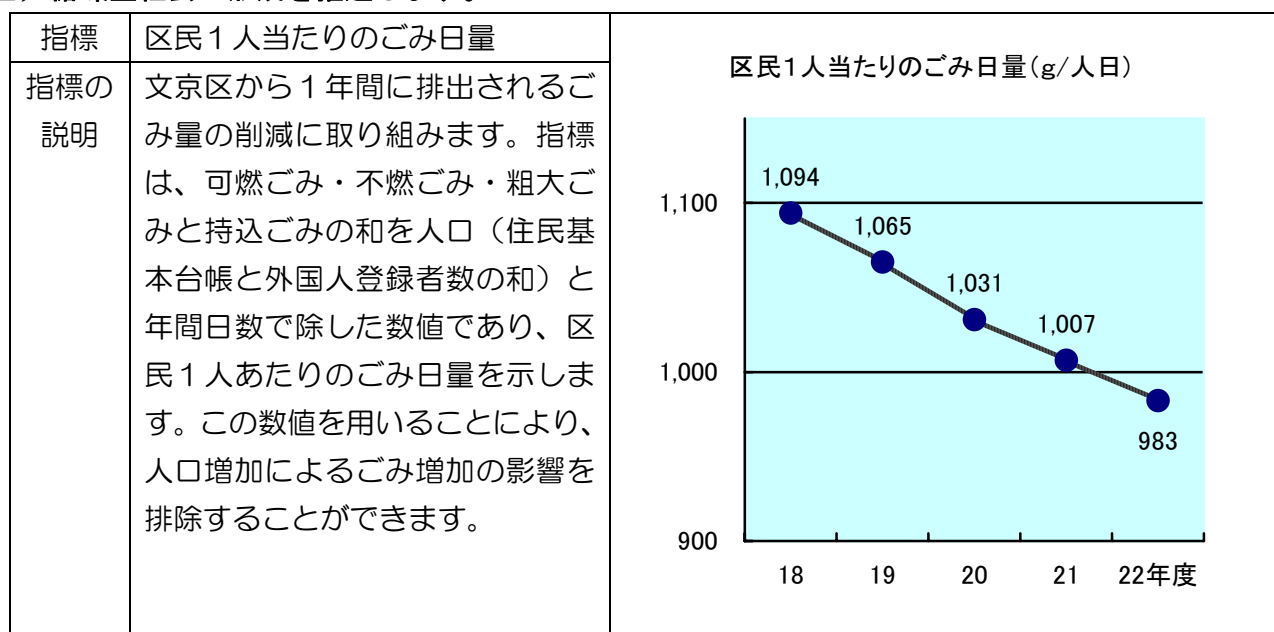
## 【基本方針に基づく主な指標】

### (1) 地球温暖化対策を推進します。

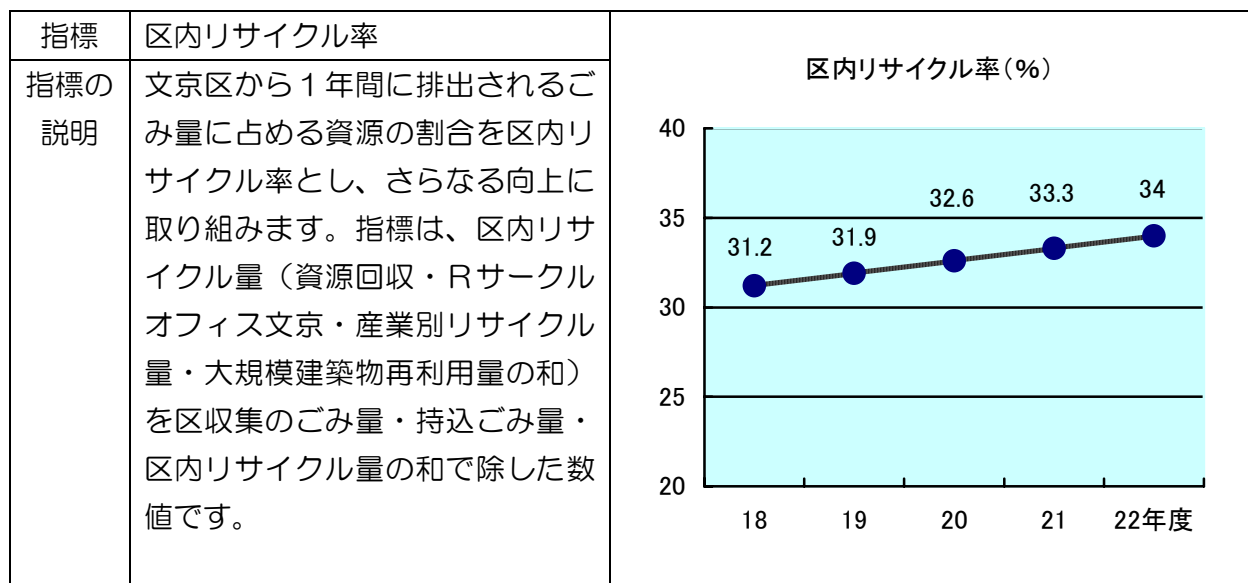


※16～18年度の実績値は環境対策課資料による

### (2) 循環型社会の形成を推進します。



※18年度の実績値はリサイクル清掃課資料による



※18年度の実績値はリサイクル清掃課資料による

**【基本方針を実現させるための主な手段】** ※ は実施計画事業番号・事業名です。

**(1) 地球温暖化対策を推進するために**

- ① 第2次文京区地球温暖化対策実行計画に基づき、区が実施するさまざまな事務事業に関し、紙の使用量やごみ量の削減、施設の省エネルギー対策などに取り組むことにより、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ② 区民、事業者に対して、様々なイベントや広報媒体による温室効果ガス排出削減のための情報提供や普及啓発などを実施します。
- ③ 環境活動、環境学習を行う人材を育成するための講座や事業を行います。また、学校でのエコスクール事業などにより環境教育を進めていきます。
- ④ 家庭・業務部門で特に増加している地域における温室効果ガスの排出を、持続的・効果的に削減するため、文京区地球温暖化対策地域推進計画を策定します。  
⇒①～④ 132 地球温暖化対策の推進
- ⑤ 地域に根差した地球温暖化対策を推進するため、区民・事業者・環境活動団体・大学等との協働化を図っていきます。  
⇒ 129 環境活動団体との協働化の推進
- ⑥ 区道の整備に当たり、遮熱性舗装、保水性舗装等を施工します。  
⇒ 127 環境改善舗装
- ⑦ 民有樹林を保護するとともに、これまで以上に緑量を確保します。
- ⑧ 屋上等緑化の補助事業の推進や市民緑地の開設を進めます。  
⇒⑦～⑧ 131 みどりのふれあい事業

**(2) 循環型社会の形成を推進するために**

- ① 集団回収を周知徹底し、実践団体数及び回収量の増加を図ります。  
⇒ 133 リサイクル事業（集団回収）

- ② 区民や事業者に対し積極的かつ計画的に普及啓発を行います。
- ③ 区民参画によりモノ・プラン文京に規定するさまざまなリサイクル清掃事業の着実な推進を図ります。

⇒②～③ 134 モノ・プラン文京の推進

- ④ 事業系都市有機物の現状や事業者による生ごみリサイクルの課題、家庭系の生ごみリサイクルの取り組みやすい手法などを調査・研究し、効果的な仕組みを検討します。

⇒ 135 都市有機物リサイクルの仕組みづくりの検討

★「地球にやさしい環境の実現」を構成する主な実施計画事業

基本構想の項目略称			事業名	実施計画 事業番号
大項目	中項目	小項目		
地域環境	都市機能	都市再整備	環境改善舗装	127
		環境活動支援	環境活動団体との協働化の推進	129
		緑・生物の生息	みどりのふれあい事業	131
		環境負荷抑制社会	地球温暖化対策の推進	132
			リサイクル事業（集団回収）	133
			モノ・プラン文京の推進	134
		開発支援	都市有機物リサイクルの仕組みづくりの検討	135